

議案第 87 号

米原市介護保険条例の一部を改正する条例について

米原市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成 30 年 11 月 30 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

平成31年3月31日をもって湖北地域介護認定審査会を廃止することに伴い、同年4月1日から米原市介護認定審査会を設置するため、この案を提出するものである。

米原市介護保険条例の一部を改正する条例

米原市介護保険条例（平成17年米原市条例第116号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1章 市が行う介護保険（第1条）」を

「第1章 市が行う介護保険（第1条）」

第1章の2 介護認定審査会（第1条の2・第1条の3）」に改める。

第1章の次に次の1章を加える。

第1章の2 介護認定審査会

（介護認定審査会の委員の定数）

第1条の2 米原市介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員の定数は、35人以上とする。

（規則への委任）

第1条の3 法令およびこの条例に定めるもののほか、認定審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（米原市付属機関設置条例の一部改正）

2 米原市付属機関設置条例（平成28年米原市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2 市長の部米原市交通安全対策会議の項の次に次のように加える。

米原市介護認定審査会	介護保険法(平成9年法律第123号)
------------	--------------------

米原市介護保険条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p><u>第1章の2 介護認定審査会（第1条の2・第1条の3）</u></p> <p>第2章～付則 略</p> <p> <u>第1章の2 介護認定審査会</u></p> <p> <u>（介護認定審査会の委員の定数）</u></p> <p><u>第1条の2 米原市介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員の定数は、35人以内とする。</u></p> <p> <u>（規則への委任）</u></p> <p><u>第1条の3 法令およびこの条例に定めるもののほか、認定審査会に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章～付則 略</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目次の追加 ・ 米原市介護認定審査会の委員の定数に関する規定の追加 ・ 規則委任に関する規定の追加

米原市付属機関設置条例新旧対照表 付則第2項関係（改正理由）

改正後			現 行			改正理由
別表第2（第5条関係）			別表第2（第5条関係）			<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律の定めにより市が設置する付属機関として「米原市介護認定審査会」を表に追加
付属機関の属する執行機関	名称	根拠法令等の名称	付属機関の属する執行機関	名称	根拠法令等の名称	
市長	略		市長	略		
	米原市交通安全対策会議	略		米原市交通安全対策会議	略	
	米原市介護認定審査会	介護保険法（平成9年法律第123号）				
	略			略		

